

くすのき園 指定居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人慈童会が開設する、指定居宅介護支援事業所（以下「事業所という。」は、要介護者等（以下利用者として略す）及びその家族からの相談に応じ、その心身の状況をふまえ、また利用者及びその家族の意向をもとに、居宅介護サービス計画を作成し、利用者が居宅サービス並びに施設サービスを適切に利用できるような援助し、また、サービスの提供が確保されるよう地域包括支援センター、指定居宅サービス事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 本事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努める。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類、又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
 - 4 事業の運営にあたっては、関係市区町村、鈴鹿亀山地区広域連合、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
 - 5 上記の他、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第38号、平成11年3月31日付け）」を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一. 名称 くすのき園居宅介護支援事業所
- 二. 所在地 鈴鹿市上箕田町字近田 2639-2

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 本事業所の職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一. 管理者 介護支援専門員1名（常勤・兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- 二. 介護支援専門員 7名（常勤専任4名・非常勤専任2名・常勤管理者兼務1名）

利用者及びその家族からの相談に応じ、居宅介護サービス計画を作成し、関係諸機関との連携調整を行う。また、保険者との契約に基づき要介護認定訪問調査を実施する。

(営業日及び営業時間)

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一. 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし国民の祝日、及びその振替休日、12月29日から1月3日までは休日とする。
- 二. 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。
- 三. 上記の営業日、営業時間の他、電話等により管理者又は担当の介護支援専門員に24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援事業所の提供方法)

第6条 居宅介護支援事業所の提供方法は次のとおりとする。

- 一. 使用する課題分析票の種類 包括的支援プログラム
- 二. 介護支援専門員の居宅訪問頻度 特別な事情のない限り、月に1回以上訪問し、利用者の心身の状況の把握、居宅サービス計画作成のための調査及び希望の聴取、計画の実施状況の把握及び連絡調整等を行う。

(居宅介護支援事業の内容)

第7条 居宅介護支援事業の内容は次のとおりとする。

- 一. 介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターからの委託を受けてサービス計画書を作成すると共に、指定介護予防支援事業者との連絡調整を行う。
- 二. 居宅介護支援にあたっては、利用者の要介護状態等の軽減、もしくは悪化の防止、又は要介護状態となることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行う。
- 三. 居宅サービス計画作成の依頼を受けた場合は、当事業所の運営規程の概要を文書にて提示し、利用者の希望をもとに作成されることを説明の上、本人又は家族が作成依頼書を記入、提出する事をもってサービスの提供を開始する。
- 四. 居宅サービス計画書の作成にあたっては、担当介護支援専門員が利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して、解決すべき問題を把握するとともに、本人及び家族のサービス計画作成への参加を支援する。
- 五. 居宅サービス事業所の選択にあたっては、十分な情報提供をもとに本人及び家族の自発的な選択を支援する。また作成したサービス計画原案について利用者及び家族の承認を得る。
- 六. 作成した原案をもとにサービス担当者会議を開催し、地域包括支援センター、各居宅サービス事業所担当者とともに意見の調整、方針の確認、役割の分担を行う。
- 七. サービスの開始後は、実施状況についてモニタリングし、利用者及びその家族の意向を聴取して調整する。
- 八. 実施した居宅サービス計画の評価を利用者、家族、及び各サービス事業者とともに行う。
- 九. 居宅サービス計画の作成にあたっては、要介護認定の有無、及び有効期間を確認し、更新申請の援助を行う。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施範囲は、鈴鹿市内とする。

(利用料等)

第9条 居宅介護サービス計画費のうち10割給付のもの以外については、介護報酬に規定された額と同額とする。

(秘密保持等)

第10条 本事業所の従業員は、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報並びに秘密事項については秘密保持を厳守する。また、本事業所を退職後も秘密保持の厳守を徹底する。

2. 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得るものとする。

3. 本事業所の介護支援専門員は身分証明書を携行し、利用者及び家族から求められた場合は掲示するものとする。

(苦情処理)

第11条 本事業所は、提供した居宅介護支援に関する利用者又は家族の苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、管理者を受付窓口とし、事実関係の調査を実施し、改善処置を講じ、利用者又は家族に対する説明を行う。また、苦情処理台帳に記録する。

(事故発生時における対応)

第12条 本事業所は、提供した居宅介護支援に関わる事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡を取るとともに鈴鹿亀山地区広域連合に報告する等、必要な措置を講ずる。

2. 提供した居宅介護支援により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(身体拘束の禁止)

第13条

職員は、利用者の行動を制限するような身体拘束は行いません。ただし、利用者の生命又は身体を守るため緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等できる限り詳細に説明し、十分な理解と同意を得るものとし、その記録を5年間保存するものとする。

2 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

3 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

4 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止の推進)

第 14 条

事業所及び職員は、利用者の人権擁護、虐待防止のため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 高齢者虐待防止の指針を整備する。
- 二 高齢者虐待防止の対策を検討する会議を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知を行う。
- 三 職員に対して、人権擁護、虐待防止等の研修を定期的に行う。
- 四 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 サービス提供中に、当該事業所の職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(事業継続計画の策定等)

第 15 条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、職員に対し事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
- 3 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行う。

(その他)

第 16 条 従業者の資質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。

2. この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(附則)

この規程は平成 12 年 3 月 1 日より施行する。

この規程の改正は平成 15 年 1 月 1 日より施行する。

この規程の改正は平成 15 年 5 月 1 日より施行する。

この規程の改正は平成 16 年 2 月 1 日より施行する

この規程の改正は平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

この規程の改正は平成 16 年 6 月 1 日より施行する。

この規程の改正は平成 16 年 11 月 1 日より施行する。

この規程の改正は平成 17 年 3 月 1 日より施行する。

この規程の改正は平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

この規程の改正は平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

この規程の改正は平成 20 年 4 月 28 日より施行し、平成 20 年 4 月 1 日より適用する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 11 月 18 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。